

## 改善事例 芸能事務所に対する要請

**事業者名**；株式会社ジャニーズ事務所

**事業内容**：芸能事務所

**申入対象**：チケットアプリに関する条項

**対象条文**：消契法 8 条 1 項

**要請開始日**：2022（令和 4）年 8 月 23 日

**要請終了日**：2022（令和 4）年 11 月 22 日

	C ネット東海の主な申入れ内容	株式会社ジャニーズ事務所の回答（結果）
1	<p><b>（免責条項）</b> 第 9 条（本サービスの提供の停止等） ・・・ 3．当社は、本サービスの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者が被ったいかなる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>第 1 2 条（免責条項） 1．当社は、本サービスに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。</p> <p>申入れ内容 本各条項について、消費者契約法 8 条 1 項に適合するように改めてください。</p> <p>申入れ理由 消費者契約法第 8 条 1 項 1 号・3 号は、事業者の債務不履行ないし不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項につき、無効とする旨規定するとともに、同条 2 号・4 号は、事業者の債務不履行ないし不法行為（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重過失によるものに限る。）により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効とする旨規定している。換言すれば、事業者に故意又は重過失がある場合、事業者は一切免責されず、事業者に軽過失がある場合、事業者は全責任を免れることはできないが、一部を免責する</p>	<p>次の通り改定された。</p> <p><b>（免責条項）</b> 第 9 条（本サービスの提供の停止等）について ・・・ 2 .前項各号に基づく本サービスの提供の停止または中断により、ユーザーまたは第三者に生じた損害について当社が損害賠償責任を負う場合、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社の損害賠償責任は、ユーザーが本サービスを利用して購入したチケット代金を上限とします。 （改定前は 3 項として規定されていた条項であるが、項目表記の誤記により 2 項に修正された。）</p> <p>第 1 2 条（免責条項） 1 .当社は、本サービスに起因してユーザーに生じたあらゆる損害について、当社の故意または過失による場合を除き、一切の責任を負いません。</p>

<p>ことは可能として、消費者が受けた損害につき、適正な額の賠償請求ができるようにしている。</p> <p>そして、本件規約は、第9条3項について、事業者側に起因する事情によってユーザーに損害が生じた場合、事業者に過失があっても事業者の責任を全部免除するものと解釈されるため、消費者契約法第8条1項1号・3号により無効となる。</p> <p>また、本件規約第12条1項についても、事業者に軽過失があった場合でも事業者の責任を全部免除するものと解釈されるため、消費者契約法第8条1項1号・3号により無効となる。</p> <p>以上から、消費者契約法8条1項によって無効。</p>	
--	--